

株主各位

第13回定時株主総会の招集ご通知に際しての電子提供措置事項

■事業報告

1. 企業集団の現況
 - (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所及び工場
 - (7) 使用人の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
 - (1) 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
4. 会計監査人の状況
5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
6. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類に係る会計監査報告

■監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (2024年3月期)	第 12 期 (2025年3月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	3,399,884	2,899,531	2,993,718	2,622,074
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	209,792	126,142	54,957	△67,436
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	90,031	△45,163	120,104	△398,114
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	18.96	△9.51	25.29	△83.82
総 資 産(千円)	3,065,954	9,329,536	9,645,600	17,454,795
純 資 産(千円)	1,355,606	4,921,310	6,297,284	11,875,685
1株当たり純資産 (円)	264.89	255.44	278.19	216.32

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2023年 3 月期)	第 11 期 (2024年 3 月期)	第 12 期 (2025年 3 月期)	第 13 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(千円)	3,280,123	2,315,939	1,929,274	1,422,893
経常利益又は経常損 失(△)(千円)	289,304	△126,404	△479,149	△331,677
当期純利益又は当期 純損失(△)(千円)	106,880	△168,495	△87,330	△264,609
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	22.50	△35.48	△18.39	△55.71
総 資 産(千円)	2,008,331	1,765,024	1,858,394	2,239,013
純 資 産(千円)	1,324,746	1,152,180	1,056,557	866,535
1 株当たり純資産 (円)	260.81	225.34	206.95	170.04

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1 株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

① 内部統制・ガバナンス・コンプライアンス体制の抜本的強化

2026年3月19日、外部の第三者による詐欺行為に起因する資金流出事案が発生しました。外部専門家による特別調査の結果、発生原因として①支払承認・出金手続きにかかる内部統制体制の不十分さ、②経理部門のリソース不足、③内部監査機能の不足、④サイバーセキュリティ体制の脆弱性が認められました。再発防止策として、送金承認プロセスの抜本的見直し・高額振込時の確認フロー必須化・経理部門の人員増強・内部監査結果の取締役会への定期報告・全社員向けサイバー攻撃対策研修の継続実施・アカウント及び権限管理の強化を実施してまいります。また、再発防止管理チームの創設、リスク管理委員会・監査等委員会の実効性強化（公認会計士等の専門家を社外監査等委員として招聘することを含む）、並びにガバナンス・内部統制の専門性を有する取締役・執行役員を速やかに進め、経理・財務領域については代表取締役が直接管掌する体制を当面維持してまいります。

② ファイナンス事業のさらなる成長と金融エコシステムの拡大

フィンテック・トランザクション事業は、主要KPIが全項目で伸びました。ZUU Funders株式会社・株式会社COOL・株式会社ユニコーンによるファンド組成・資金調達支援及び株式会社ZUU Wealth Managementによるウェルスマネジメントサービスを中核に、第一種少額電子募集取扱業・第二種金融商品取引業等の広範な金融ライセンスと経営者・富裕層データベースを活用した半ストック収益モデルをさらに強化してまいります。引き続き、大型ファンド組成・資金調達支援の拡大によりAUMの継続的な増加と管理報酬・成功報酬収入の積み上げを目指してまいります。

③ グロース事業の再構築と収益力の向上

フィンテック・プラットフォーム事業は、2026年3月期の売上高は減少しておりますが、収益基盤の再構築を進めていきます。そのために、デジタルマーケティングコンサルティングに特化した株式会社グローバルマーケティングの子会社化（2026年4月1日付）を通じて、セールステック・DX支援・デジタルマーケティングの一体的なサービス提供体制を構築します。また、2027年3月期からは経営コンサルティング事業も本セグメントに統合し、グロースセグメントの顧客への提供価値を強化していきます。今後は顧客へのクロスセルを推進することで、顧客LTVの最大化と持続的な収益成長を実現してまいります。

④ 営業組織の高度化とクロスセルの実現

当社グループは「全社BtoB営業組織化」を重要プロジェクトとして推進し、営業・インサイドセールス人員数を増やしました。このプロジェクトにより営業体制の原型を確立し、経営者・富裕層データベースを活用したアウトバウンド営業への本格転換により、パイプラインは着実に拡大しております。2027年3月

期は代表取締役自らがプロジェクトオーナーとして営業組織の強化をさらに牽引し、AI活用による商談支援と外部パートナーシップによる顧客基盤の拡大を組み合わせることで、人員増加に依存しない収益拡大モデルの確立を目指してまいります。

⑤ AI活用による生産性の抜本的向上と人材基盤の強化

当社グループは、AI駆動型組織への変革を経営の最重要テーマと位置付けております。2026年3月期においては経営トップ自らがAI活用を率先し、AIエージェントの業務活用は一定進展しております。2027年3月期はAIエージェントの全社活用をさらに推進し、営業商談支援・経営管理・コンテンツ生成等の業務自動化を加速させることで、一人当たり生産性の飛躍的な向上を図ってまいります。引き続き、事業成長に資する営業力とAI活用能力を兼ね備えた人材の採用・育成に注力し、持続的な企業成長を支える人材基盤を構築してまいります。

⑥ M&Aを通じたグループ強化とPMIの着実な推進

当社グループは、M&Aを成長戦略の重要な柱と位置付け、Growth（成長支援）・Finance（金融）両領域の競争優位性強化に資する案件をキャッシュフロー及び投資回収期間を厳格に評価した上で実行してまいります。2026年4月1日付で株式会社グローバルマーケティングを子会社化し、2029年7月中旬までに完全子会社化を予定しております。また、ZUU Wealth Managementについてはグループシナジーの深化に取り組んでまいります。買収後のPMIにおいては、グループ全体の顧客基盤・金融ライセンス・ブランド・デジタルマーケティング・セールステック・DX支援とのシナジー実現を優先し、既存リソースの最大活用により投資効率を高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
フィンテック・プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none">・ユーザーへの金融コンテンツ提供・デジタル店舗の掲載・金融機関等への送客事業・広告掲載・メディア・プラットフォームの構築と運営・デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング
フィンテック・トランザクション事業	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザーマッチング・スモールM&A仲介・当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとした業務効率化・生産性向上のためのPDCAシステム及び付帯する組織コンサルティング・IFA事業・融資型クラウド・ファンディング・株式型クラウド・ファンディング

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

株式会社COOL SERVICES：東京都世田谷区

株式会社COOL：東京都世田谷区

株式会社ユニコーン：東京都千代田区

株式会社ZUU Wealth Management：東京都港区

ZUU Funders株式会社：東京都港区

株式会社ZUU IFA：東京都港区

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール シンガポール市

株式会社経済界：東京都千代田区

株式会社経済界倶楽部：東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィンテック・プラットフォーム事業	34 (4) 名	17名減(7名減)
フィンテック・トランザクション事業	43 (8) 名	6名減(1名減)
全社 (共通)	19 (18) 名	2名減(11名増)
合計	96 (30) 名	25名減(3名増)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65 (22) 名	33名減 (2名減)	35.8歳	3.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
北國銀行	295百万円
みずほ銀行	200百万円
三菱UFJ銀行	200百万円
りそな銀行	47百万円
横浜銀行	16百万円
武蔵野銀行	10百万円

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,749,860株
- ③ 株主数 1,123名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富田 和成	2,404,300株	50.62%
株式会社ACNホールディングス	427,500株	9.00%
吉岡 裕之	351,000株	7.39%
内藤 真一郎	134,800株	2.84%
赤羽 雄二	128,980株	2.72%
トミーアセットマネジメント株式会社	113,300株	2.39%
合同会社高木企画	92,800株	1.95%
森 大地	61,160株	1.29%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	45,800株	0.96%
株式会社Wiz	41,300株	0.87%

(注) 持株比率は自己株式 (224株) を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

有限責任パートナーズ総合監査法人

(注) 2025年6月26日開催の第12回定時株主総会において、新たに有限責任パートナーズ総合監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	39,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に係る報酬等の額	2,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当期に係る会計監査人の報酬以外に、有限責任監査法人トーマツに2,200千円支出しております。

③非監査業務の内容

非監査業務の内容について、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指しており、内容は会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務であります。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。
6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
7. 当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
8. 社外相談窓口や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
9. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
2. 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
4. 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行っております。
5. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
 2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
 3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
 4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
 2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告しております。
 3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
 4. 内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、監査等委員会と協議の上、適任者を任命しております。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査等委員会に報告するものとしております。
 2. 監査等委員会は、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
 3. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
 4. 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
 5. 監査等委員会による監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
 6. 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
- ⑨ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。
 2. 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
 3. 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、取締役会を13回、書面によるみなし決議を8回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査等委員の取締役は取締役会及び経営の重要会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,108,236	流動負債	4,962,586
現金及び預金	1,772,868	買掛金	20,694
売掛金	88,218	短期借入金	400,000
仕掛品	68	1年内返済予定の長期借入金	140,940
営業貸付金	3,830,000	未払金	324,718
預け金	187,469	未払法人税等	30,206
その他	233,329	契約負債	110,472
貸倒引当金	△3,718	匿名組合出資金	3,830,000
固定資産	11,346,558	預り金	21,491
有形固定資産	241	株主優待引当金	11,595
建物(純額)	0	その他の	72,467
その他(純額)	241	固定負債	616,523
無形固定資産	231,298	長期借入金	329,496
のれん	231,088	長期未払金	205,785
その他	210	繰延税金負債	53,992
投資その他の資産	11,115,018	資産除去債務	27,249
投資有価証券	11,009,152	負債合計	5,579,109
敷金及び保証金	95,968	(純資産の部)	
繰延税金資産	909	株主資本	932,149
その他	8,987	資本金	879,556
資産合計	17,454,795	資本剰余金	880,433
		利益剰余金	△827,394
		自己株式	△445
		その他の包括利益累計額	95,309
		その他有価証券評価差額金	102,650
		為替換算調整勘定	△7,341
		新株予約権	58,899
		非支配株主持分	10,789,326
		純資産合計	11,875,685
		負債純資産合計	17,454,795

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,622,074
売上原価		923,218
売上総利益		1,698,856
販売費及び一般管理費		2,044,045
営業損失(△)		△345,188
営業外収益		
受取利息	5,792	
有価証券利息	245,513	
為替差益	35,812	
持分法による投資利益	9,930	
その他	2,026	299,075
営業外費用		
支払利息	10,595	
支払手数料	1,497	
損害賠償金	8,809	
その他	421	21,323
経常損失(△)		△67,436
特別利益		
新株予約権戻入益	15,747	
固定資産売却益	190	
投資有価証券売却益	308,035	323,972
特別損失		
投資有価証券評価損	61,175	
関係会社株式評価損	4,999	
投資有価証券売却損失	53,298	
送金詐欺損失	96,000	215,474
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		41,060
匿名組合損益分配額		118,475
税金等調整前当期純損失(△)		△77,414
法人税、住民税及び事業税	58,846	
法人税等調整額	4,504	63,351
当期純損失(△)		△140,765
非支配株主に帰属する当期純利益		257,348
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△398,114

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	879,556	880,433	△429,280	△445	1,330,263
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△398,114		△398,114
株主資本以外の項目の連結会計 年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△398,114	-	△398,114
当連結会計年度末残高	879,556	880,433	△827,394	△445	932,149

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△3,319	△5,652	△8,971	73,624	4,902,367	6,297,284
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失						△398,114
株主資本以外の項目の連結会計 年度変動額(純額)	105,969	△1,688	104,281	△14,725	5,886,959	5,976,515
当連結会計年度変動額合計	105,969	△1,688	104,281	△14,725	5,886,959	5,578,401
当連結会計年度末残高	102,650	△7,341	95,309	58,899	10,789,326	11,875,685

・連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

27社

・連結子会社の名称

株式会社COOL SERVICES

株式会社COOL

株式会社ユニコーン

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.

株式会社ZUU IFA

ZUU Funders株式会社

株式会社ZUU Wealth Management

株式会社Xpro

株式会社経済界

株式会社経済界倶楽部

ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 投資事業
組合

ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資
事業組合

ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業
有限責任組合

ZUU & De Capitalターゲットファンド for KKday投資事業組合

ZUU ターゲットファンド for PlayMining投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for ミツフジ投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for SA 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for CH 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for CH2号 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for JALCO 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for LC 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for KY 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for MH1号 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for AD 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for KSC1号 投資事業有限責任組合

ZUU ターゲットファンド for KSC2号 投資事業有限責任組合

・連結の範囲の変更（追加）

当連結会計年度からZUU ターゲットファンド for SA 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for CH 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for CH2号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for JALCO 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for LC 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KY 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for MH1号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for AD 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KSC1号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KSC2号 投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。

これは、ZUU ターゲットファンド for SA 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for CH 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for CH2号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for JALCO 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for LC 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KY 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for MH1号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for AD 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KSC1号 投資事業有限責任組合、ZUU ターゲットファンド for KSC2号 投資事業有限責任組合は当社の子会社が業務執行組合員であり、かつそれぞれ当該組合の存続期間の大部分を支配していると認められることから、連結の範囲に含めることとしたものであります。

・連結の範囲の変更（除外）

連結子会社としていたZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ 投資事業有限責任組合については、2026年2月28日付をもって全財産の分配を終え、清算手続きを完了いたしました。これに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 株式会社NET MONEY
- ・持分法を適用していない関連会社 株式会社ZUUM-Aは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- ・持分法の適用の手続きについて 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社においては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
ZUU ターゲットファンドfor SBC Medical Group HD 投資事業組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資事業組合	1月31日 ※
ユニコーンターゲットファンド for シコメルフードテック投資事業有限責任組合	1月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for PlayMining 投資事業有限責任組合	9月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for ミツフジ 投資事業有限責任組合	2月28日 ※
ZUU ターゲットファンド for ウェルディッシュ投資事業有限責任組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for SA 投資事業有限責任組合	5月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for CH 投資事業有限責任組合	8月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for CH2号 投資事業有限責任組合	10月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for JALCO 投資事業有限責任組合	5月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for LC 投資事業有限責任組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合	8月31日 ※
ZUU ターゲットファンド for KY 投資事業有限責任組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for MH1号 投資事業有限責任組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for AD 投資事業有限責任組合	11月30日 ※
ZUU ターゲットファンド for KSC1号 投資事業有限責任組合	2月28日 ※
ZUU ターゲットファンド for KSC2号 投資事業有限責任組合	2月28日 ※

※：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物は定額法、その他（工具器具備品）は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は15年、工具器具備品の耐用年数は2年～15年であります。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループにおける各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであり、顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。顧客との契約に基づき、実施時間に応じて収益を認識しております。

④ 金融トランザクション収益

主な履行義務は金融商品仲介業、不動産仲介業、保険代理業等及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。

金融商品仲介事業、不動産仲介業については顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

保険代理業は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益

として認識しております。資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 231,088千円

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類に計上しているのれんの内訳は下記の通りとなり、いずれも取得時における将来事業計画に基づき算定された超過収益力であります。

のれんの発生要因	企業結合年月（認識時点）	のれん残高
株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management) を連結子会社化	2023年1月	39,743千円
株式会社経済界、株式会社経済界倶楽部を連結子会社化	2025年3月	92,025千円
株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management) の株式取得について、条件付取得対価の支払い確定に基づき追加的に認識	2026年3月	99,320千円
合計		231,088千円

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となる将来事業計画の収益見積りの基となる指標は、株式会社ZUU Wealth Managementについては、顧客（金融商品取引業者、保険会社等）の数、及び、仲介業務を実施する業務委託契約先のIFA（独立系フィナンシャル・アドバイザー）の人数の見込等であります。また、株式会社経済界及び株式会社経済界倶楽部については、当社との連携による経済界倶楽部の会員数、経済界の経営者ネットワークに対する資金調達支援等のサービス拡大による獲得収益、並びにコストの見直しによる収益性改善の見込等であります。両社ともに、当社のデジタル・マーケティングの顧客基盤、金融商品等の仲介を通じたシナジー効果を勘案し、事業計画を策定しております。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,274千円

(2) 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、フィンテック・トランザクション事業に係る顧客からの一時的な預り金が含まれております。

なお、これに見合う以下の債務が流動負債に含まれております。

顧客預り金 21,491千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	800,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額300,000千円、当連結会計年度末借入実行残高一千円)について、以下の財務制限条項が付されています。

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金21,700千円であります。

- ① 2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ② 株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

(5) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

子会社株式(注)	426,270千円
担保に係る債務	
1年以内返済予定長期借入金	25,992千円
長期借入金	21,700千円
計	47,692千円

(注)上記の子会社株式に関しましては連結計算書類上、相殺消去しております。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部について、保有資産の効率的な活用および財務体質の改善を図るために売却しているほか、当社が保有する投資事業有限責任組合等のファンドにおいて、投資有価証券が売却されたことに伴う損益の取り込みにより、投資有価証券売却益を308,035千円計上しております。

(2) 投資有価証券評価損

当社が出資する投資事業有限責任組合等のファンドにおいて、保有する投資有価証券の実質価額が著しく下落したことにより、投資有価証券評価損を61,175千円計上しております。

(3) 関係会社株式評価損

当社が保有する関係会社の経営成績および財政状態の悪化に伴い、当該株式の実質価額が著しく下落したことにより、関係会社株式評価損を4,999千円計上しております。

(4) 投資有価証券売却損

当社が出資する投資事業有限責任組合等のファンドにおいて、保有する投資有価証券が売却されたことに伴う損益の取り込みにより、投資有価証券売却損を53,298千円計上しております。

(5) 送金詐欺損失

悪意ある第三者による虚偽の支払指示に基づいた資金流出被害による損失96,000千円を計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,749,860株 |
|------|------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 91,380株 |
|------|---------|

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金、預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券については、ファンドが保有する株式等の他、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等のリスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及びフィンテック・トランザクション事業において投資家が出資した金銭等である匿名組合出資預り金は流動性リスクに晒されております。短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	9,895,830	9,895,830	－
敷金及び保証金	95,968	68,259	△27,709
営業貸付金	3,830,000	3,828,499	△1,500
資産計	13,821,799	13,792,589	△29,209
匿名組合出資預り金	3,830,000	3,828,499	△1,500
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	470,436	466,295	△4,140
負債計	4,300,436	4,294,794	△5,641

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「顧客預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	1,096,074
関連会社株式	17,246

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,772,868	—	—	—
売掛金	88,218	—	—	—
営業貸付金	3,830,000	—	—	—
預け金	187,469	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	1,800	94,168
合計	5,878,556	—	1,800	94,168

4. 長期借入金(1年以内返済予定を含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	140,940	104,826	77,855	74,952	66,310	5,553
合計	140,940	104,826	77,855	74,952	66,310	5,553

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,116,766	－	－	2,116,766
社債	－	1,149,836	－	1,149,836
転換社債型新株予約権付社債	－	－	6,629,227	6,629,227
資産計	2,116,766	1,149,836	6,629,227	9,895,830

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

ファンドが保有する社債については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

ファンドが保有する転換社債型新株予約権付社債については、新株予約権部分の評価において重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	68,259	－	68,259
営業貸付金	－	3,828,499	－	3,828,499
資産計	－	3,896,759	－	3,896,759
匿名組合出資預り金	－	3,828,499	－	3,828,499
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	－	466,295	－	466,295
負債計	－	4,294,795	－	4,294,795

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

匿名組合出資預り金

匿名組合出資預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しているため、レベル2に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残余期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しているため、レベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	フィンテック・プラットフォーム	フィンテック・トランザクション	
広告関連収益	246,467	－	246,467
メディアシステム提供・運用支援関連収益	349,004	－	349,004
PDCA関連サービス収益	－	304,304	304,304
金融トランザクション収益	－	1,722,297	1,722,297
外部顧客への売上高	595,472	2,026,601	2,622,074

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客等との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	398,181千円	88,218千円
契約負債	108,064千円	110,472千円

なお、当連結会計年度期首時点の契約負債残高108,064千円は、当連結会計年度の収益として計上されています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	216円32銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△83円82銭

9. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る条件付取得対価の会計処理)

2023年1月に行われた、当社による株式会社ZUU Wealth Managementの株式取得について、当連結会計年度において条件付取得対価の支払いが確定したことにより、支払対価を取得原価として取得時に発生したものとみなし追加的にのれんを認識いたしました。

(1) 追加的に認識した取得原価 (のれん認識額)	283,769千円
(2) 追加的に認識したのれん償却額	184,450千円
(3) 償却方法及び償却期間	5年間にわたる均等償却

当該企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容は、被取得企業の一定期間の業績の達成水準に応じて、条件付取得対価を追加的に支払うものであります。なお、今後追加的な支払いはありません。

10.重要な後発事象に関する注記

(重要な子会社の取得)

当社は2026年3月25日開催の取締役会において、株式会社グローバルマーケティングの株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社グローバルマーケティング
事業内容	デジタルマーケティングコンサルティング業

②企業結合を行った主な理由

対象会社が保有するデジタルマーケティングのケイパビリティと顧客基盤を獲得することにより、当社の既存顧客に対するデジタルマーケティング支援の提供といったクロスセルの実現を見込んで株式を取得いたしました。

③企業結合日

2026年4月1日（株式取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

取得後の議決権比率70%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（注）現金	250,000千円
取得原価	250,000千円

(注)取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件付取得対価は、被取得会社の一定期間の将来業績に応じて支払いを行う契約になっており、現時点では確定しておりません。取得対価の追加支払が発生した場合、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。

(3)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 9,152千円

(4)発生するのれんの種類、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(資本準備金の額の減少および剰余金の処分)

当社は2026年5月27日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1)資本準備金の額の減少および剰余金の処分の目的

経営戦略の一環として、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行うものであります。

(2)資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

①減少する資本準備金の額

864,556千円

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額の減少した額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本準備金の額の減少による振替後、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで欠損填補に充当するものであります。

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 864,556千円

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 864,556千円

(4)資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月25日（予定）

(5)今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額及び発行済株式総数に変更を生じるものではなく、当社業績に与える影響はありません。

(多額な社債の取得)

当社の連結子会社であるZUUターゲットファンド for KSC1号投資事業有限責任組合は、2026年5月27日の取締役会の決議をもって、上場会社が発行する社債を取得する投資を行うことを決定いたしました。投資金額の合計は1,560,000千円の予定であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,159,586	流動負債	861,093
現金及び預金	999,593	買掛金	26,854
売掛金	99,924	短期借入金	400,000
仕掛品	68	1年内返済予定の長期借入金	112,392
前払費用	25,760	未払金	237,118
関係会社貸付金	199,266	未払費用	1,192
その他	81,547	未払法人税等	7,970
貸倒引当金	△246,574	契約負債	53,645
固定資産	1,079,426	預り金	7,718
有形固定資産	0	株主優待引当金	11,595
建物(純額)	0	関係会社事業損失引当金	2,605
工具器具備品(純額)	0	固定負債	511,384
無形固定資産	0	長期借入金	256,700
その他	0	長期未払金	193,769
投資その他の資産	1,079,426	繰延税金負債	41,108
投資有価証券	359,392	資産除去債務	19,805
関係会社株式	493,801	負債合計	1,372,477
その他の関係会社有価証券	153,750	(純資産の部)	
敷金及び保証金	72,482	株主資本	718,323
資産合計	2,239,013	資本剰余金	879,556
		資本剰余金	864,556
		資本準備金	864,556
		利益剰余金	△1,025,343
		その他利益剰余金	△1025,343
		繰越利益剰余金	△1,025,343
		自己株式	△445
		評価換算差額	89,312
		その他有価証券評価差額金	89,312
		新株予約権	58,899
		純資産合計	866,535
		負債純資産合計	2,239,013

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,422,893
売上原価		514,854
売上総利益		908,040
販売費及び一般管理費		1,221,321
営業損失(△)		△313,281
営業外収益		
受取利息	5,926	
有価証券利息	2,370	
その他	1,231	9,528
営業外費用		
支払利息	6,508	
貸倒引当金繰入額	19,491	
支払手数料	1,497	
為替差損	51	
その他	375	27,924
経常損失(△)		△331,677
特別利益		
新株予約権戻入益	15,747	
固定資産売却益	190	
投資有価証券売却益	154,420	170,357
特別損失		
関係会社株式評価損	4,999	
送金詐欺損失	96,000	100,999
税引前当期純損失(△)		△262,319
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純損失(△)		△264,609

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	879,556	864,556	864,556	△760,734	△760,734	△445	982,932
当 期 変 動 額							
当期純損失 (△)				△264,609	△264,609		△264,609
株主資本以外の項目の合 計年度変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△264,609	△264,609	-	△264,609
当 期 末 残 高	879,556	864,556	864,556	△1,025,343	△1,025,343	△445	718,323

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差 額 合 計		
当 期 首 残 高	-	-	73,624	1,056,557
当 期 変 動 額				
当期純損失 (△)				△264,609
株主資本以外の項目の合 計年度変動額 (純額)	89,312	89,312	△14,725	74,587
当 期 変 動 額 合 計	89,312	89,312	△14,725	△190,021
当 期 末 残 高	89,312	89,312	58,899	866,535

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、工具器具備品は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は15年、工具器具備品の耐用年数は2～15年であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社における各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであり、顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。顧客との契約に基づき、実施時間に基づき収益を認識しております。

④ 金融トランザクション収益

主な履行義務は不動産仲介業及び資金調達コンサルティング等のサービスの提供であります。

不動産仲介業については、顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

資金調達コンサルティング等については、その目的となる資金調達等の成果が実現した時点において履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式及び関連会社株式

493,801千円

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

計算書類に計上している関係会社株式は、主に株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)及び株式会社経済界の株式の取得原価であります。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結計算書類「3. 会計上の見積りに関する注記のれんの評価」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,475千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

256,712千円

短期金銭債務

10,280千円

- (3) 当座貸越及びコミットメントライン

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	800,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額300,000千円、当事業年度末借入実行残高一千円)について、以下の財務制限条項が付されています。

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金21,700千円であります。

- ①2024年3月期以降、各事業年度の末日における連結の貸借対照表における純有利子負債の金額を、当該決算期における連結の損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ②買収対象会社の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローについて、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産	
子会社株式	426,270千円
担保に係る債務	
1年以内返済予定長期借入金	25,992千円
長期借入金	21,700千円
計	47,692千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	56,110千円
営 業 費 用	30,617千円
営業取引以外の取引高	4,386千円

(2) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部について、保有資産の効率的な活用および財務体質の改善を図るために売却したことに伴う損益の取り込みにより、投資有価証券売却益を154,420千円計上しております。

(3) 関係会社株式評価損

当社が保有する関係会社の経営成績および財政状態の悪化に伴い、当該株式の実質価額が著しく下落したことにより、関係会社株式評価損を4,999千円計上しております。

(4) 送金詐欺損失

悪意ある第三者による虚偽の支払指示に基づいた資金流出被害による損失96,000千円を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	224株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	106,812千円
貸倒引当金	77,717千円
関係会社事業損失引当金	821千円
未払事業税	2,151千円
減価償却費	14,670千円
資産除去債務	6,242千円
関係会社株式評価損	368,239千円
投資有価証券評価損	19,100千円
その他	7,290千円

繰延税金資産小計	603,046千円
----------	-----------

評価性引当額	△603,046千円
--------	------------

繰延税金資産合計	－千円
----------	-----

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	41,108千円
--------------	----------

繰延税金負債合計	41,108千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	△41,108千円
-----------	-----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 COOLSERVICES	所有 直接 83.9%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	450,000	関係会社 貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 170円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △55円71銭 |

10. 企業結合に関する注記

連結注記表に記載されている「9. 企業結合に関する注記」をご参照ください。

11. 重要な後発事象に係る注記

当事業年度の末日後に発生した重要な後発事象につきましては、連結計算書類の連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」にその概要を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ZUU
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋篤史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口純平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZUUの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZUU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ZUU
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋篤史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口純平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZUUの2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社ZUU 監査等委員会

常勤監査等委員 高 楯 正 利 ㊞

監査等委員 高 見 由 香 里 ㊞

監査等委員 駒 林 素 行 ㊞

(注) 監査等委員高楯正利、高見由香里及び駒林素行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上